

第7回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月30日(金) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 13名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文			12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

11	寺嶋 誠一
----	-------

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案1号 農地法第3条第1項の規定による許可について

日程第3 議案2号 旧農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後1時45分

8. 会議の概要

<p>穀内会長</p>	<p>ただ今の出席委員は13名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第7回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、13番、太田 福司 委員、1番、三木 隆志 委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、12月15日開催の第6回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、12月25日臨時第5回町議会が開催され、会長と事務局長が出席しております。</p> <p>1月17日、乳牛改良同志会定期総会がJA大樹町で開催され、会長が出席しております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてでございます。</p> <p>今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また2法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、報告書の提出を受けていない状況となっております。今後も引き続き対象となる法人に報告書の提出を促して参ります。</p> <p>次に3の農地法第3条の3の規定による受理通知について1件でございます。</p> <p>番号1番、字芽武の、■■■■氏が字■■■■番1ほか■■筆、■■■■,■■■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より、提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものでございます。</p> <p>今回ご審議いただく案件は所有権移転2件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げ</p>

	<p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から7番の件を議題といたします。 事務局より、提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。 。今回ご審議頂きます申請は7件でございます。 内訳は、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い受けによる所有権移転が1件、賃貸借の更新が5件、使用貸借の新規が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他1筆であります。 。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■■㎡であります。譲渡人は、■■ 株式会社 ■■■■■■■■、譲受人は、札幌市公益財団法人 北海道農業公社、経営面積は、■■,■■■㎡であり、当地における売買価格は、■,■■■,■■■円 10a当り■■■,■■■円です。 以上で説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。 なお申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」 申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
<p>■■■■</p>	<p>■■ ■■■■が、農委法第31条に規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。 に申請番号2番の内容について、事局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■■であります。 登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■, ■■■ m²のうちであります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■■■ ■■■■■■■■、経営面積は■■■, ■■■ m²であり、当地における賃借料は、年額■■■, ■■■円 10a当り■, ■■■円、期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日の5年であります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>■■■■</p>	<p>内容の説明が終わりました。 申請番号2番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について申請番号2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号3番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■■■ 他4筆であります。登記簿、現況地目は畑と宅地、農振は農用地と農業用施設用地であり、面積は■■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■,■■■,■■■円 10a当り■,■■■円です。期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日の5年であります。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円です。期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日の5年であります。</p> <p>申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1 他3筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、借主 ■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円です。期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日の10年であります。</p> <p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1 他13筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■■ 農事組合法人 ■■■■■■、経営面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円です。期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日の10年であります。</p> <p>申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■■■の■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ 有限会社 ■■■■■ ■■、経営面積は■,■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、無償。期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日の10年であります。</p> <p>申請番号1番から7番につきましては、別紙に、旧農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました</p> <p>次に申請番号7番について、地区担当委員より調査報告を求めます。■■地区担当委員 ■■ ■■■ 委員より、報告願います。</p>
■委員	<p>申請番号7番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、各地区</p>

	<p>に周知し、有限会社 ■■■■■■としました。期間は、10年とし、賃借料については、無償とし、両者の了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
穀内会長	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号3番から6番については、賃貸借の更新のため、ともに地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について申請番号3番から7番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します。</p>
瀬尾局長	<p>次回の総会につきましては、2月22日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願い致します。</p>
穀内会長	<p>以上をもって、第7回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年1月30日

会 長

委 員(13 番)

委 員(1 番)